貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社東栄運送（法人番号２４３０００１０１１０８３）　代表者早瀬寿昭	北海道北広島市大曲工業団地１丁目３番地１８	本社営業所	北海道北広島市大曲工業団地１丁目３－１８	R5.4.25	輸送施設の使用停止（７０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第１項から３項　他５件	令和４年９月２７日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反（一運行の勤務時間）（安全規則第３条第４項）、（３）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第３項）、（４）事故の記録事項義務違反（安全規則第９条の２）、（５）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第９条の３第１項から３項）、（６）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第９条の３第１項）、（７）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第１０条第２項）、（８）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）、（９）事故の届出義務違反（貨物自動車運送事業法第２４条）	７	７
2	株式会社オートブラウディア（法人番号２４３０００１０５９８９０）　代表者船越谷和彦	北海道札幌市清田区美しが丘２条９丁目１－４	本社営業所	北海道札幌市清田区美しが丘２条９丁目１－４	R5.4.25	輸送施設の使用停止（１２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条　他７件	令和４年１２月８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１０件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反（一運行の勤務時間）（安全規則第３条第４項）、（３）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第３条の２）、（４）点検整備記録簿等の記録の保存義務違反（安全規則第３条の２）、（５）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項）、（６）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）、（７）運行記録計による記録の改ざん・不実記載（安全規則第９条）、（８）事故の記録事項義務違反（安全規則第９条の２）、（９）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第９条の３第１項）、（１０）事故の届出義務違反（貨物自動車運送事業法第２４条）	12	12
	以下余白									